

令和 3 年 5 月 14 日

西和賀町代表監査委員

高 橋 政 芳 様

西和賀町長 細 井 洋 行



令和 2 年度定期監査報告に係る措置状況について

令和 2 年 11 月に実施された令和 2 年度定期監査報告に係る措置状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 随意契約について

随意契約については、地方自治法、地方自治法施行令及び西和賀町財務規則の規定に基づき、特にも、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に該当する場合にのみ認められる契約方法であるとの認識のもと事務を執行しているところであります。

定期監査において、随意契約の客観性や具体的内容が不十分な事例があるのご指摘を踏まえ、現在、5 月末完成を目途とし西和賀町随意契約ガイドライン及び西和賀町プロポーザル方式等による契約事務運用ガイドラインの策定事務を進めているところであります。

西和賀町随意契約ガイドライン等の策定後においては、職員を対象とした研修会（6 月開催予定）を行い、ガイドラインの周知、徹底を図り、随意契約の適正かつ円滑な事務執行に努めてまいります。

2. 財産管理について

定期監査において、財産の管理体制及び財産台帳記載事項に不十分な事例があるのご指摘を踏まえ、財産管理主管課である総務課において、財産台帳整備の現状、課題の整理及び管理体制などの整備方針（整備スケジュールを含む）を 9 月末を目途にまとめ、計画的な財産台帳の整備に努めてまいります。